

違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託 個別仕様書

1 目的

違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託の実施に関して必要な事項を定める。

2 業務内容

本業務は、本仕様書の定めるところにより、ごみステーションに排出されたルール違反ごみの収集、定期町内清掃及び各種団体・個人等が行うボランティア清掃ごみの収集、春と秋の町内一斉清掃への対応、公道上のへい死動物の収集、市の指示による散乱ごみや不法投棄ごみの撤去作業等を行うこと。

また、災害（台風、地震等）発生時における災害ごみの収集を行うこと。

3 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）9月30日まで

4 収集区域

熊本市内一円

5 収集日等

(1) 収集日

トラック（平ボディ）またはダンプ及びの塵芥車を、下表のとおり配置し収集すること。
ただし、その他の出動については、必要に応じて市と協議して決定するものとする。

	トラック（平ボディ） またはダンプ	塵芥車	合計
月曜日	1台	2台	3台
火曜日	1台	0台	1台
水曜日	1台	0台	1台
木曜日	1台	0台	1台
金曜日	1台	0台	1台
土曜日	2台	0台	2台
春、秋町内一斉清掃 (日曜日)	2台	0台	2台

(2) 履行期間中の出動見込台数

車両	台数
トラック（平ボディ）またはダンプ	578台以上
塵芥車	180台以上

上表は、あくまで見込台数であり実際の出動台数との差異による契約の変更は行わない。

(3) 収集方法

ルール違反ごみ等の収集については、市の指示に基づき行うこと。ただし、市の指示がない場合は、市が指示した地点の巡回を行うこと。

(4) 収集場所

市が指定する「ごみステーション」のほか、市の指示する場所。

6 常用車の数

最大積載量2トン以上4トン未満のトラック（平ボディ）またはダンプを1台以上、最大積載量2トン以上の塵芥車を1台以上とする。

7 予備車の数

最大積載量2トン以上の塵芥車を別表に定める台数以上配置し、そのうち1台はトラック（平ボディ）またはダンプとすること。

8 担当要員の数

担当要員を4名以上配置すること。

9 定時連絡

出動車両の作業従事者は、次のとおり定時連絡を行うこと。その際、作業の進捗状況を報告し、市から次の作業の指示を受けること。また、市から指示を受けた作業が終了した時及びその搬入が終了した時には、市へ連絡を行うこと。

時間	曜日	報告先
午前8時40分 午後1時00分 午後4時00分	月～金曜日 (祝日を除く。)	廃棄物計画課
	土曜日 祝日	ごみゼロコール

※ 原則として、連絡は無線を使用すること。ただし、無線が使用できない場合には電話（携帯電話を含む。）にて連絡すること。

10 業務実績報告

受託者は、月ごとの業務の実施状況を別紙様式1「業務完了届」、別紙様式2「作業状況報告書」を用いて、翌月の5日までに市に報告すること。

11 その他の留意事項

(1) 違反ごみ対応

ア 性質としてある程度期間がたったものが多く、悪臭、虫害など衛生的に悪い状態のものがある。

イ 未分別状態のものは袋をあけ、種類ごとに分別する必要がある。その上で、各種類に応じた搬入施設に持ち込むこと。

ウ 危険物類（ガスボンベ、油類）を収集する場合がある。

エ 液状の腐敗物などは万全の処置を行わないと、荷台にこぼれる場合がある。

オ ごみの悪臭などが荷台及び作業服等につく可能性があるため、他業務への従事や使用に支障が生じる可能性がある。

(2) へい死動物対応

ア 交通量の多い車道上に車両を停車し、へい死動物の収集を行う場合がある。

イ へい死動物の状態に関わらず、収集を行うこと。

(3) 不法投棄対応

ア 危険な場所（勾配のきつい斜面、崖際）での作業を行う場合がある。

イ 山中の道路幅が狭小な場所に入る場合がある。

(4) 市民との関わり

市の業務を受託していることから、ごみステーション近隣住民からの苦情を受ける可能性がある。

12 協議

本業務にあたり不明なことが生じたときは、市に連絡して協議すること。